

新旧対照表（日本語教育機関の告示基準）

改正後	改正前
<p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準について、文部科学省高等教育局及び文化庁に意見を聴いた上で、次のとおり定める。</p> <p>第1条 略</p> <p>一～七 略</p> <p>〔生徒数〕</p> <p>八 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。</p> <p>イ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。</p> <p>ロ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の生徒が在籍していること。</p> <p>ハ 過去1年以内に増員を行っていないこと（1年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。）。</p> <p>ニ <u>地方出入国在留管理局から、増員前1年以内に、<b>在籍者数に占める不法残留者数等の割合が低い</b>など<b>在籍管理に特段の問題がないものとして、適正校（留学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するもの）に限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）</b>となった者の数、在留資格を取り消された者の数、資格外活動の許可を取り消された者の数及び退去強制令書が発付された者の数の合計数の割合が5パーセント（ただし、在籍者の数が19人以下である場合は、当該者の合計数が1人）を超えていないもの、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁が認めた日本語教育機関をいう。以下同じ。）</u>である旨の通知を受けていること。</p> <p>九～十七 略</p> <p>〔点検・評価〕</p> <p>十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準について、文部科学省高等教育局及び文化庁文化部に意見を聴いた上で、次のとおり定める。</p> <p>第1条 （略）</p> <p>一～七 略</p> <p>〔生徒数〕</p> <p>八 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。</p> <p>イ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。</p> <p>ロ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の生徒が在籍していること。</p> <p>ハ 過去1年以内に増員を行っていないこと（1年以内に再び増員することについて合理的な理由がある場合を除く。）。</p> <p>ニ <u>地方入国管理局から、増員前1年以内に、<b>在籍者数に占める不法残留者数の割合が低い</b>など<b>在籍管理に特段の問題がないものとして、適正校</b></u>である旨の通知を受けていること。</p> <p>九～十七 略</p> <p>〔点検・評価〕</p> <p>十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次</p>

めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

ロ 結果を公表すること。

十九～三十 略

[入学者の募集]

三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

イ 教育課程の種類及び内容

ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかなを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件

ハ 校舎の所在地、概要及び立地条件

ニ 沿革及び実績

ホ 設置者及び校長の概要

ヘ 入学の条件及び入学者の選考方法

ト 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料

チ 在籍中の就労は、原則として週28時間（学則で定める長期休業期間中は、1日8時間）の範囲内で、地方出入国在留管理局長の許可を受けた場合に限って許されること。

リ 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項

三十二～三十六 略

三十七 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録するとともに、当該記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

三十八 生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）が退学したときは、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告す

に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を行うこととしていること。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

ロ 結果を公表すること。

十九～三十 略

[入学者の募集]

三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

イ 教育課程の種類及び内容

ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかなを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件

ハ 校舎の所在地、概要及び立地条件

ニ 沿革及び実績

ホ 設置者及び校長の概要

ヘ 入学の条件及び入学者の選考方法

ト 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料

チ 在籍中の就労は、原則として週28時間（学則で定める長期休業期間中は、1日8時間）の範囲内で、地方入国管理局長の許可を受けた場合に限って許されること。

リ 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項

三十二～三十六 略

三十七 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行うとともに、その指導の状況を記録することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

三十八 生徒が退学したとき又は1か月の出席率が5割を下回る生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）がいるときは、その翌月末までに

ることとしていること。

三十九 1か月の出席率が5割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限り、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒を除く。）については、当該生徒が資格外活動の許可を受けている場合は当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称と併せて、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

四十 生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。また、資格外活動の許可を受けている生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限り。）に対して当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めるとともに、届出のあった内容を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

〔禁止行為〕

四十一 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

〔地方出入国在留管理局への報告〕

四十二 学則、教育課程、生徒の定員、設置者（法人の場合にあつては、その代表者及び日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎について変更があつたときは、その変更内容を速やかに地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

四十三 地方出入国在留管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

~~四十四 地方出入国在留管理局の求めがあつたときは、第31号、第33号及び第35号から第37号までに規定する記録を地方出入国在留管理局の職員に提示することとしていること。~~

地方入国管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。

（新設）

三十九 生徒の在留期間並びに資格外活動許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。

〔禁止行為〕

四十一 職業安定法（昭和22年法律第141号）上の許可を受けて同法の定めるところにより手数料又は報酬を受ける場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

〔地方入国管理局への報告〕

四十二 学則、教育課程、生徒の定員、設置者（法人の場合にあつては、その代表者及び日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎について変更があつたときは、その変更内容を速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

四十三 地方入国管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方入国管理局に報告することとしていること。

四十三 地方入国管理局の求めがあつたときは、第31号、第33号及び第35号から第37号までに規定する記録を地方入国管理局の職員に提示することとしていること。  
（変更の上、第四十七号へ移動）

四十五四 各年度の課程修了の認定を受けた者（留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元平成三十一年10月1日以降に入学した者に限る。以下同じ。）のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数、又は日本語能力に関し言語のためのヨーロッパ共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment）（以下「CEFR」という。）のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数及び当該者の合計数について、修業期間の終期の翌年度の6月末までに地方出入国在留管理局に報告し、公表するとともに、当該者の数の合計数が各年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回るときは、改善方策を地方出入国在留管理局に報告することとしていること。ただし、各年度の課程修了の認定を受けた者には、各年度の課程修了の認定を受けず退学した者（留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。）であって、大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者又はCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者のいずれかに該当することが確認できたものについては、これを含むこと。

（新設）

四十六五 この基準への4月1日時点における適合性について、点検を行い、その結果をその年の6月末までに地方出入国在留管理局に報告（適正校である旨の通知を3年間連続して受けている機関（設置者の変更に係る承認を受けた日から通算して1年を経過していない機関を除く。）にあつては前回の地方出入国在留管理局への報告から3年後の6月末までに直近の点検結果を報告）するとともに、確認に使用した資料を報告から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

（新設）

四十七六 全ての生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。以下この号において同じ。）の6か月間の出席率（4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年の3月31日までの期間に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいい、令和元平成三十一年10月1日から令和平成三十二年3月31日までの期間以降のものに限る。以下同じ。）及び当該期間における個々の生徒ごとの月単位の出席状況について、それぞれの期間の経過後3か月以内に地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

（新設）

四十七 地方出入国在留管理局の求めがあつたときは、第31号、第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあつた内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に

（第四十三号から移動）

提示することとしていること。

[その他運営体制]

四十八 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。

- 2 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、前項第3号ロ、第4号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第6号リ、第10号、第12号（同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。）、第13号から第22号まで、第24号から第29号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。
- 3 前項に規定する日本語教育機関以外の日本語教育機関については、第1項第3号ロ、第4号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第6号リ、第10号、第12号（同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。）、第13号から第18号まで並びに第48号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

(抹消の基準)

第二条 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

- 一 学則又は前条第1項第5号、第8号、第18号及び第30号から第47号までに係る誓約を遵守していないとき。
- 二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。
- 三 全ての生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）の6か月間の出席率の平均が7割を下回るとき。
- 四 一暦年中に入学した者（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）の3割以上が、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき。
- 五 地方出入国在留管理局から、適正校ではない旨の通知（令和平成32年1月1日以降の通知に限る。）を3年間連続して受けたとき。
- 六 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち、大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数及び日本語能力に関しCEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された~~て~~いる者の数の合計数の割合が、3年間連続して7割を下回るとき。
- 七 日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていない

[その他運営体制]

四十四 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。

- 2 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、前項第3号ロ、第4号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第6号リ、第10号、第12号（同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。）、第13号から第22号まで、第24号から第29号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。
- 3 前項に規定する日本語教育機関以外の日本語教育機関については、第1項第3号ロ、第4号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第6号リ、第10号、第12号（同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。）、第13号から第18号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

(抹消の基準)

第二条 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

- 一 学則又は前条第1項第5号、第8号、第18号及び第30号から第43号までに係る誓約を遵守していないとき。
- 二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。
- 三 全生徒の1か月当たりの平均出席率が5割を下回るとき。
- 四 いずれかの1年間に入学した者の半数以上が、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき。  
(新設)
- (新設)
- (新設)

と認められるとき。

七八 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

2 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、同表からの抹消を求めるとき、当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。

附則（平成28年7月22日策定）

第一条 この基準は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成28年法務省令第40号）の施行の日（平成29年8月1日）から適用する。

第二条 この基準の改正は、日本語教育の観点から文部科学省高等教育局及び文化庁の意見を聴いた上で行うものとする。

第三条 令和平成34年9月30日までの間における第1条第1項第12号の規定の適用については、同号中「40人」とあるのは「60人」とする。

附則（平成30年7月26日一部改定）

第一条 この基準は、平成30年10月1日から適用する。ただし、第1条第1項第10号ロの規定は、令和平成32年10月1日から適用する。

第二条 前条本文に規定する適用日前に留学告示別表第1に掲げられている日本語教育機関にあっては、第1条第1項第6号ニの規定は、令和平成32年10月1日から適用する。

附則（令和元平成3十年8月1日一部改定）

第一条 この基準は、令和元平成3十年9月1日から適用する。

第二条 第1条第1項第45~~6~~号に規定する報告については、平成29年1月1日から令和元平成32年12月31日までの間適正校である旨の通知を3年間連続して受けている機関にあっては、令和平成32年6月末に地方出入国在留管理局に点検結果を報告したものとみなす。

五 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。

2 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、同表からの抹消を求めるとき、当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。

附則（平成28年7月22日策定）

第一条 この基準は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成28年法務省令第40号）の施行の日（平成29年8月1日）から適用する。

第二条 この基準の改正は、日本語教育の観点から文部科学省高等教育局及び文化庁文化部の意見を聴いた上で行うものとする。

第三条 平成34年9月30日までの間における第1条第1項第12号の規定の適用については、同号中「40人」とあるのは「60人」とする。

附則（平成30年7月26日一部改定）

第一条 この基準は、平成30年10月1日から適用する。ただし、第1条第1項第10号ロの規定は、平成32年10月1日から適用する。

第二条 前条本文に規定する適用日前に留学告示別表第1に掲げられている日本語教育機関にあっては、第1条第1項第6号ニの規定は、平成32年10月1日から適用する。

（新設）